

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成22年7月1日から施行する。

平成22年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定に基づき徴収した歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) [略]</p> | <p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) [略]</p> |
| <p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により返還された歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) 生活保護法第78条の規定に基づき徴収した歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> | <p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により返還された歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) 生活保護法第78条の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> |
| <p>8 広域振興局水産部漁港漁村課長又は水産振興センター漁港漁村課長である出納員に対する委任事項</p> <p>甲種漁港施設の占用料の収納及び保管を行うこと。</p> | <p>8 広域振興局水産部漁港漁村課長又は水産振興センター漁港漁村課長である出納員に対する委任事項</p> <p>甲種漁港施設の占用料及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> |
| <p>13 県南広域振興局総務部総務センター所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該県南広域振興局総務部総務センター（以下「総務センター」という。）に係る次の事項（<u>1から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。</u>）</p> <p>ア～オ [略]</p> | <p>13 県南広域振興局総務部総務センター所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該県南広域振興局総務部総務センター（以下「総務センター」という。）の庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（<u>1、3から7まで及び9から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。</u>）</p> <p>ア～オ [略]</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2)～(4) [略]</p> <p>14 広域振興局経営企画部管理主幹（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は広域振興局経営企画部地域振興センター管理主幹である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（県南広域振興局にあっては、総務センターに係るものを除く。）。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p> | <p>(2)～(4) [略]</p> <p>14 広域振興局経営企画部管理主幹（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は広域振興局経営企画部地域振興センター管理主幹である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（<u>県南広域振興局にあっては、総務センターに係るもの及び土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）</u>を除く。）。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |